

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道名寄市は、北・北海道の中央に位置し、天塩川と名寄川がもたらす肥沃な大地と豊かな自然を背景に、四季折々の風土を活かし、基幹産業の農業を中心としながら、医療・交通・商業の要衝地として歴史を刻んでいます。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本市の経済においては、他自治体と同様に大きな打撃を受けており、感染拡大防止の施策を打ってはいるものの、本市だけではなく、本地域の強みである農業や観光などの潜在力が最大限発揮されるよう、その生産性の向上に資する幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要です。

また、近年、豪雨、暴風雪、地震などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化、除排雪費用の増大など、様々な課題を抱えています。地方財政は依然として厳しい状況であることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理において必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要です。

以上のことから、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や新型コロナウイルス収束後の物流・観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。また、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
- 3 道路施設や橋梁等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。
- 4 冬季交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推

進、安全で快適な自転車利用環境の創出、観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

- 5 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、都市公園や河川、下水道、公営住宅など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
- 6 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
- 7 堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。
- 8 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月27日

北海道名寄市議会

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
財政大臣		
総務大臣		
国土交通大臣		
国土強靱化担当大臣		